



一般事業主行動計画書（平成29年度版）



社会医療法人 青洲会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるように次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

目標1. (改正) 育児、介護休業法に基づく育児休業や時間外労働、深夜業務の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知及び利用促進を図る。

《対策》

- 平成29年4月～ 社内メール及び掲示板（Web）に育児・介護休業法に基づく諸制度等を掲載して周知に努める。
自法人のホームページに掲載する。
また、各事業所単位での職員説明会を実施する。

目標2. 出産や子育てにより退職した職員についての再雇用制度を実施する。（前計画期間からの継続目標）

《対策》

- 平成26年4月～ 就業規則等関連諸規定の改定を検討し出産や子育てによる退職者が職場復帰を希望される場合は特段の理由がない限り優先して再雇用を行うことを明記し、職員へ周知する。

目標3. 法人の基幹事業所に附帯する企業内保育所を認可型保育所へ転換し、また保育施設の増設・整備を進め、子供を育てる職員が安心して仕事に打ち込める職場環境を作る。

《対策》

- 平成29年4月～ 認可型保育所指定 1施設、企業内保育所増設 1施設。
- 平成30年4月～ 認可型保育所指定 1施設増。

(付則) この計画は、平成29年度版として施行する。ただし、内容に問題がない場合は次年度以降も計画を継続運用することとする。